

税理士
労働保険事務組合

後藤綜合経営事務所

法人を設立した場合の届出書 (税務)

税理士 後藤真吾

2024年7月8日

質問は…？

1. 新設法人を設立しました。
2. 税務署に届け出なければならない書類はどんなものがありますか？

税理士

労働保険事務組合

後藤綜合経営事務所

解説

基本的に届出が必要な書類は…？

1. 法人設立届
2. 青色申告の承認申請書
3. 給与等の支払事務所の開設届出書

(参考)状況に応じて届出が必要な書類は…？

1. 確定申告書の提出期限の延長の特例の申請書
2. 事前確定届出給与に関する届出書
3. 棚卸資産の評価方法の届出書
4. 減価償却資産の償却方法の届出書
5. 有価証券の1単位あたりの帳簿価額の算出の方法の届出書
6. 外貨建資産等の期末寒山の方法の届出書
7. 為替予約差額の一括計上の方法の届出書

法人設立届出書の提出期限は…？

設立の日以後2月以内

1. ↓

※この届出書には、納税地、事業目的、設立日を記載し、
定款等の写しを添付する必要あり

青色申告承認申請書の提出期限は…？

基本的には、設立後3月以内

※それよりも事業年度終了の日が早い場合は、
当該事業年度終了の日

最後に…

1. 法人設立届は、税務署以外にも各県の都道府県税事務所その他、市区町村の市役所にも提出する必要があります。
2. また社会保険や労働保険に加入する場合は、年金事務所等に提出しなければならない書類もあります。
3. 法人を設立した場合は、是非、専門家に御相談下さい